

日本の国柄を憲法前文に銘記せよ

憲法とは主権国家の最高法規です。これより上位の法は存在しないという意味で、至高の法規です。

日本も国際社会の中で生きているのですから、憲法の中に国際法のスタンダードを書き入れることは無論、必要なことです。しかし、何よりも日本という国家がどういう存在であるか、日本の文化的伝統、日本固有の国柄とはどんなものか。少なくとも前文にこれを書き込まねば、およそ日本の憲法とはいえないのではないでしょか。

憲法とは、英語でいえばConstitutionです。Constitutionとは体質、国家の体質、つまり「国体」のことです。現在では意図的に使われていませんが、戦前期によく用いられていた「国体」というのが、Constitutionに最も相応しい日本語だと私は考えます。

そうであれば、憲法に日本という国家の成り立ちや国柄を示し、つまり日本という国家は何を受容し何を排除する存在なのか。この「国体」のことが、明示的にせよ黙示的にせよ、記されていなければ、それは日本の憲法とはいえない。この最も重要な観点からみて現憲法はとても日本国憲法といえるものではないと私は考えます。

それでは、そもそも、日本とは他国とは異なるどんな固有の体質、つまり国体をもった国家なのでしょうか。私は日本の国体は3つのキーワード、1つは「同質的」、2つは「自成的」、3つは「連続的」という形容詞で語るのが適切だとかねてより考えてきました。

日本は四方を海で囲まれた「海洋の共同体」です。同一の国土の中で、ほとんど同種の人々が、他国では使われていない、その意味で孤立的な言語である日本語を用いながら生を紡いできました。宗教上の争いが日本に亀裂を生じさせることはありませんでした。第2次大戦直後の一時期を別にすれば、他国の占領下におかれることはありません。同種の人々が孤立的言語の日本語を用い、宗教上の亀裂もない「同質社会」、これが日本の大きな特質です。こういう「同質社会」は世界で、日本以外に探し出すことはなかなか難しいのではないかでしょうか。

日本も、古代律令国家の時代にありますては、国家形成のために中国から多くのことを学びました。しかし、10世紀初頭に唐王朝が滅亡しました。それ以来、大陸からの影響力は急速に失してしまったのです。そして、日本独自の国家秩序が形づくられていきました。7世紀

日本安全保障・危機管理学会

会長
渡辺利夫



の初めには、天皇という特有の称号と固有の年号が設定されました。そして、国名を「日本」としたのです。以来、1300年の連綿たる歴史が営まれてきたのです。繰り返しますが、世界史上に類例をもたない「同質社会」が日本です。

日本が同質社会であることは、中国と比較してみれば歴然とします。中国の歴史を彩るものは、王朝の反復転変史です。易姓革命と呼ばれます。徳を失った皇帝は、新たに天命を授かった支配者によって命を革められます。これが革命です。また、皇帝の姓もまた易められるのですが、これが易姓です。革命の「革」も、易姓の「易」も、いずれも「あらためる」という意味です。

中国では、北方の遊牧民族や騎馬民族による征服王朝さえ、しばしば出現しました。近くはモンゴルによる元朝、満州族による清朝がそうです。つまり、多様な民族の混淆する「異質社会」が中国です。人類学の用語法

でいいますと、同質社会日本の発展が「自成的」、つまり自ら成ったものである一方、異質社会中国の発展は「他成的」、つまり他文明の影響を徹底的に受けて成ったものだということができます。

ですから、日本の歴史が「連續的」である一方、中国の歴史はきわどって「非連續的」であります。異民族の征服や反乱、権力内部の大逆や謀反に彩られたものが中国史です。これに比べれば、日本ははるかに平穏な歴史を織り紡いできました。同質的で自成的な日本人の体质がそうさせたのであろうと思います。冒頭、私が日本を「海洋の共同体」だといったのも、そういう私の歴史意識のゆえであります。

この大いなる共同体、同質的で自成的な日本という国の在りようを、目に見える形として私どもの前に現出させてくれるものが、天皇なのではないでしょうか。現憲法では「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴である」となっています。確かにそういうともいのですが、それだけでは足りません。むしろ、天皇は日本という国家と民族の連綿としてつづく歴史の象徴だといった方が的確であろうと、私は考えます。

平川祐弘(すけひろ)先生は、あるエッセイの中で次のようにいっていますが、これが私の胸には響きます。以下は平川先生からの引用です。

「天皇は敗戦後の憲法の定義では国民統合の象徴だが、歴史に形作られた定義では民族永続の象徴である。個人の死を超えて、永世を願う気持ちこそ天皇と国民を結ぶ紐帯である」

かねて私の胸の中にあって形にならなかった感覚が、平川先生のこの卓抜な言語化によって霧が晴れたように感じています。

しかし、ものにはすべて両面があります。同質的な日本の社会には対外的な危機意識が育ちにくかったのです。日本は国家観念を希薄化させたままで長らく打ち過ごしてきたのです。この日本に向けて、18世紀、血なまぐさい抗争を繰り返してきた欧州の各国が、市民革命を経て近代国家を成立させ、産業革命を通じて国力と軍事力を格段に強化し、市場と領土を求めてアジア、そして日本へと進出してきました。他方、平和を享受する江戸時代の日本は、軍事技術の発達に关心を寄せることがありませんでした。

イギリスが圧倒的な軍事力により清国を屈服させて香港島を奪取したのがアヘン戦争です。このアヘン戦争の報に接し、日本の指導者は強烈な衝撃を受けました。アヘン戦争から10年後に米国の黒船が来航、日本は開港を余儀なくされました。また同時に、英米仏蘭露との間で、不平等条約、つまり関税自主権がもてず治外法権をも許す屈辱的な不平等条約を結ばされるはめになってしまったのです。

しかし、それにもかかわらず、アジアのほとんどすべ

てが欧米列強の隸属下におかれる中にあって、ひとり日本のみが独立を守りえたことは特記されねばなりません。同質的で自成的な日本は、ひとたび急迫の事態に直面するや、これに抗する力を一気に凝集する高い政治的能力をみせつけたのです。

開国に対する日本人の反応が尊皇攘夷でしたが、この運動は一瞬の花火のごときものでした。長州藩は英米仏蘭連合軍の火力に圧倒され、薩摩藩が薩英戦争で脆くも敗北してしまいました。その後、瞬く間に薩長は攘夷論から開国論へと転じ、富国強兵の緊急性を悟られ、これが王政復古の明治維新へつながっていました。

王政復古といつても、固陋なアンシャンレジーム(旧体制)への回帰ではありません。江戸開城とともに新国家建設の大方针が五箇条の御誓文として発布されました。これが後の近代的立憲国家創造の礎となりました。五箇条の御誓文の第五条にはこうあります。「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ」です。皇基とは天皇が国を統治するための基礎といった意味です。鎖国、攘夷からの、このみごとな反転こそが、実に日本の真骨頂だと私は思うのです。

明治の時代、日清・日露戦役勝利、大日本帝国憲法制定、帝国議会召集など近代主権国家としての力量を、日本はいかんなく發揮しました。これらは、同質的な日本人社会のもつ強い政治的凝集力のゆえであったにちがいません。大正期に入れば普通選挙法を成立させ、民主主義的法制度の整備を急遽進めました。この輝かしき同質社会の伝統を眺めるにつけ、何とも不愉快で解し難いのが第2次大戦敗北後の日本です。

冒頭いいましたように、憲法とはコンステイチョン、つまりは「國体」です。憲法すなわち「國体」がG HQによって押し付けられたのです。

不愉快で解し難いと私がいいましたのは、サンフランシスコ講和条約によって日本が独立国家となったにもかかわらず、当の日本人自身が「G HQ憲法」を後生大事に守護してきたことです。日本憲法は実に「世界最古の憲法」なのだろうです。黒く塗りつぶされた戦前史を受け入れて恬然たる者が戦後の日本人であります。護憲を叫んできた左翼やリベラル派に責めを負わせてすむ話ではありません。彼らを生み育ててきたのも日本人ではないのか、という事実を私どもは自省することがどうしても必要です。

日本人が譲ってはならない誇らしき文化的伝統をもつ国家が日本であることを、憲法に銘記しなければなりません。日本が、この大いなる国民共同体としての国家の凝集力を再生しなければ、膨張する大陸国家とは対峙することも、共存することさえ難しいのではないか、そういう危機感を私は強く訴えたいのです。